

情報が伝わりにくくなっています。周りの方にも、号外の内容をお伝えください。

原発事故への 市の対応

3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で爆発事故が発生しました。

市としては、放射能の問題など重大な関心をもって、政府統合対策本部と連携しながら対応してまいります。

現段階では、避難や屋内退避などの措置を考える状況ではありません。

今後、国からそのような指示があれば自衛隊の支援を受けて実施してまいります。

各種被災者支援を行います

支援金をお渡しします

市では、この度の地震および津波によって避難された皆さまに、被災者生活支援金をお渡しします。支給の対象となる方、支援金の金額は次のとおりです。

●対象者 平成23年3月11日現在、相馬市に住民票があり、地震、津波で住宅（借家を含む）が全半壊、流失、埋没水または床上浸水の被害を受けた避難者の方

●支給額 一人あたり30,000円

（本人分のみ支給）

3月16日（水）から市の職員が避難所を巡回して受け付けを行います。

免許証や印鑑などをお持ちでない場合でも手続きができませんが、免許証や保険証などの身分を証明できるものがあればスムーズに手続きができます。

受け付け時は混雑が予想されますので、ご協力をお願いします。

なお、避難所に避難している方を優先して受け付けを行いますのでご理解願います。

避難所以外の受け付けについては、3月19日（土）以降に市役所での受け付けを予定しています。

●問い合わせ先 財政課財政係（☎372123）

被災用住宅への入居

市では、この度の地震および津波によって住居が全壊・半壊し、生活が困難な方が被災用住宅へ入居できるよう準備を進めています。

●対象者 相馬市在住の方

※妊婦・4歳以下の子どものいる方・身体障がい者・高齢者（75歳以上）の方を優先します。

●住宅の種類 ▼公営住宅

（雇用促進住宅）▼民間アパート（借上げ）▼応急仮設住宅

●申請開始日 3月17日（木）

詳細は、別に配布のチラシをご覧ください。

●問い合わせ先 建築課（☎372148）

給水所情報

現在、各地域を巡回して給水所を設置しています。スケジュールについては、お問い合わせください。

●問い合わせ先 都市整備課（☎37-2160）
相馬広域水道企業団（☎35-1020）

安否情報提供専用電話窓口

●開設時間：9時～17時

☎0244-37-2171

☎0244-37-2172

☎0244-37-2173

☎0244-37-2206

ごみ収集のおしらせ

【家庭ごみの収集】

家庭ごみは、「燃やすごみ」のみ収集。(玉野地区を除く)
地震・津波の被害状況などを勘案し、収集に努めますが、
収集できない場合もありますので、ご理解・ご協力をお願い
します。通常収集の再開は後日お知らせします。

ごみ焼却場・一般廃棄物埋立処分場への持込みは通常通り
営業しています。

【災害ごみの処理】

災害ごみ(崩落した瓦・壁・ガレキなど)の受入を予定し
ていますが、搬入場所等詳細は後日お知らせします。

それまでの間、道路通行の支障にならないよう自己所有敷
地などで一時保管するようお願いいたします。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎37-2143)

種類	ステーション回収	自己搬入	搬入場所	搬入時間
燃やせるごみ	○	○(有料)	ごみ焼却場(公立病院西)	9:00~16:30
燃やせないごみ	×	○(有料)	ごみ焼却場内不燃物処理施設 一般廃棄物埋立処分場(磯部)	
紙類	×	×	—	—
有害ごみ				
資源物				
粗大ごみ	—	—	—	—
災害ごみ	—	詳細後日お知らせ	詳細後日お知らせ	—

健康保険証について

今回の震災で被災された方が健康保険証をなくされた場合、保険証がなくても医療機関(薬局も含む)を保険扱いで受診することができます。

その際、医療機関には、次の事項を申し出てください。

●国民健康保険・後期高齢者医療保険 氏名、生年月日、住所

●社会保険 氏名、生年月日、事業所名

国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証をなくされた方は、印鑑やその他の書類がなくても、再交付できますので、保険年金課にご相談ください。社会保険証については、それぞれの会社にお尋ねください。

窓口の自己負担について

次のいずれかに該当される方は、医療機関にその旨を告げると、窓口の自己負担金の支払いが猶予されます。

①住居が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災

②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病

●問い合わせ先 保険年金課 (☎372140)

住民票などの発行

通常、住民票などの証明書の請求には本人確認書類をご持参いただいておりますが、地震で本人確認書類をなくされた方は、窓口でいくつかの質問にお答えいただければ交付できます。

●問い合わせ先 市民課 (☎372138)

交付手数料無料

住民票の写しなど

被災された方は、次の交付手数料が無料となります。

●種類(ひとり当たりの回数)

▽住民票の写し(複数回可)

※コンビニ交付を除く

▽住基カードの再交付(1回)

※住基ネット復旧次第

▽印鑑登録(1回)

▽印鑑登録証明書(複数回可)

※コンビニ交付を除く

被災された方が、災害によつて破損・紛失した「住基カード」および「印鑑登録証」の再交付を受ける場合と、災害に関連した手続きなどのため必要となる「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「印鑑登録(新規)」が必要になった場合に限りま

住基カードの再交付、印鑑登録には手続きが必要です。

●対象者 被災された方

●実施時期 3月16日~6月末日

●問い合わせ先 市民課 (☎372138)

災害により亡くなられた方のお手続き

①葬儀社に連絡し、ご遺体の運搬や火葬の日程などを依頼してください。

②市民課(市役所1階)窓口で、「死亡届」を提出してください。

この災害で亡くなられた方の一里壇斎苑の火葬場使用料は無料となります。

●問い合わせ先 市民課 (☎372138)

遺体安置所

遺体安置所は旧相馬女子校体育館(中村字川原町)です。

身元がまだ分からないご遺体が数多くございます。

より早い身元確認につなげるため、皆さまのご遺体確認をお願いします。ご遺体の確認はどなたでも可能です。